いわゆる「安全保障」関連法案に反対し、その廃案を求める声明

昨年7月に、一片の閣議決定のみを根拠に、「集団的自衛権の行使」を容認するに至った安倍政権は、その内実を確保するため、多くの人々の反対の声に耳を傾けることなく、本年5月15日、自衛隊法など既存の10法を一括して改正する「平和安全法制整備法案」と、新設の「国際平和支援法案」を国会に提出した。これらの法案は、従来自民党を中心とする政府が、憲法9条のもとでは違憲としてきた集団的自衛権の行使を可能とし、米国などの軍隊による様々な場合での武力行使に、自衛隊が地理的限定なく緊密に協力するなど、憲法9条が定めた戦争放棄・戦力不保持・交戦権否認の体制を根底から覆すものに他ならない。

私たちは、歴史の研究や教育に専門的に従事する者として、以下の理由から、現在国会で審議が 進められているこの法案に反対し、そのすみやかな廃案を求めるものである。

第1に、これらの法案が、そもそも憲法9条に反していることである。戦後の日本は、憲法9条のもとで、曲がりなりにも他国と戦火を交えることなく、70年の歴史を歩んできた。もちろんその全ての歩みに対し、全面的に肯定的な評価が出来るという訳ではないが、少なくとも、戦争の惨禍によって多くの国民が塗炭の苦しみに陥らずに戦後の歴史を歩んできたことは、何人にも否定されないであろう。これらの法案が現実のものとなれば、日本が攻撃を受けていなくても他国が攻撃を受けて、政府が「存立危機事態」と判断すれば武力行使を可能とし、米軍等が行う戦争に、世界のどこへでも日本の自衛隊が出動し戦闘現場近くで「協力支援活動」をすることとなる。「協力支援活動」において武器を使用すれば、その場は交戦状態となり、憲法9条1項違反の「武力行使」となることは明白である。平和主義のもと、武力に依拠することなく、国際社会に於いて名誉ある地位を目指そうとしてきた戦後の日本の歩みを否定しかねない、これらの法案には絶対賛成することはできない。

第2に、これらの法案が作成されるまでの手続きが、立憲主義、国民主権、議会制民主主義に反することである。そもそもこれらの法案の基礎にある、昨年7月の閣議決定は、「集団的自衛権の行使は憲法違反」という60年以上にわたって積み重ねられてきた政府解釈を、国会での審議にもかけずに、また国民的議論にも付さずに、一内閣の判断で覆してしまったものである。また、安倍首相は、本年4月29日、米国上下両院議員の前での演説で、これらの法案の「この夏までの成立」に言及し、それを担保せんがために、通常国会の会期を、戦後最長と言われる期間延長し、衆議院での多数を頼んで、遮二無二法案成立を目指している。本来の意味での「法の支配」の理念を弁えず、かつ、米国での「放言」に固執するこうした一連の手法は、国民主権をないがしろにし、「国権の最高機関」たる国会の審議をないがしろにするものに他ならない。世界史における「立憲主義」の歩みに鑑みたとき、安倍政権の一連の対応は拙劣であるばかりでなく、主権者である国民を愚弄するものに他ならない。

以上のように、戦後の日本の歩みや立憲主義を確立してきた人類の歴史を踏みにじり、ほとんどの憲法学者が「違憲」と断じるこれらの法案は、国会の審議において速やかに廃案とされるべきである。

2015 年 7 月 10 日 一般財団法人 歴史科学協議会